

令和2年第9回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年10月9日（金） 午前9時30分～午前10時30分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：8名）

1 番：井川 輝征	2 番：尾上 春樹	3 番：宮本 和市
5 番：谷口 孝一	6 番：塚本 壽	8 番：田口 昭広
9 番：寺本 眞理子	11 番：片山 幸弘	

（欠席：3名）

4 番：藤井 雅史	7 番：草野 義雄	10 番：阪口 修一
-----------	-----------	------------

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1 番：本郷 昭博	2 番：牧 正徳	3 番：中川 光春
4 番：矢野 解光	5 番：田口 宗一	6 番：下崎 省一
7 番：宮島 正文	9 番：道園 浩二	10 番：小崎 良一
11 番：木川 保	12 番：一川 清	14 番：湊上 米作
15 番：山田 和治		

（欠席：2名）

8 番：坂口 恵美子	13 番：野田 和夫
------------	------------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第23号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第3	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第41号	農用地利用集積計画の審議について
日程第7	議案第42号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。 只今から、令和２年第９回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 ４番「藤井」委員、７番「草野」委員、１０番「阪口修一」委員、８番「坂口恵美子」推進委員、１３番「野田」推進委員から、欠席報告があっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は７番「草野義雄」委員、８番「田口昭広」委員とありますが、「草野」委員が欠席のため、８番「田口昭広」委員、９番「寺本」委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第２２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の１ページをお願いします。 報告第２２号、農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 １番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第２２号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第２２号については、これで終わります。 次に、報告第２３号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の２ページをお願いします。 報告第２３号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたの

	で、報告するものです。 賃借権設定の部 1 番から 2 番まで、まとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 耕作する作目は、1 番が水稻で 2 番は果樹です。設定期間は 1 番が新規設定の 10 年間で 2 番は新規設定の 15 年間です。 賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書に戻ります。 使用貸借権設定の部 1 番、配分された土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 10 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 23 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 23 号についてはこれで終わります。 次に、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、相手方の要望により、隣接宅地と一括して売り渡す。 譲受人事由ですが、隣接宅地と一括して買い受け、耕作管理する。となっています。 ピンク色総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の地図を載せています。 申請地は「芦北町役場」の北側、約 350m の場所になります。 現地確認では、譲受人が譲渡人から宅地を買い受ける際に、申請地である農地の部分を含んだところで、所有権移転することが条件だったため、今回の申請に

	なったとのことでした。申請地は現在、草が生い茂っていましたが、買い受け後は草払い等を行い、適正に管理するということでした。 黄色調査書の1ページをお願いします。 契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、相手方の要望により、隣接宅地と一括して売り渡す。譲受人は、隣接宅地と一括して買い受け、耕作管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、登記名義人が財務省であることが判明したため、払い下げを行う。 譲受人事由ですが、登記名義人が財務省であることが判明したため、払い下げを受ける。となっています。 ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「上塩浸バス停」の南側、約450mの場所になります。 現地確認では、申請地は現在、米が作付けされており、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。 黄色調査書の2ページをお願いします。 契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、登記名義人が財務省であることが判明したため、払い下げを行う。譲受人は、登記名義人が財務省であることが判明したため、払い下げを受ける。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。

	所有権移転の部 1 番の案件を「8 番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	この件については、問題はないと思います。 大変荒れていましたので、草を刈ってくださいとお願いをしました。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「矢野」推進委員からお願いします。
矢野推進委員	申し訳ありませんでしたが、私事で出席できませんでした。 対応していただき、ありがとうございました。
片山会長	2 番の案件を「2 番の尾上」委員にお願いします。
尾上委員	6 日に一川推進委員と事務局と 4 人で現地を見ました。 現在も作付けされており、適正に管理されていたので、適当だと思います。 よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「一川」推進委員からお願いします。
一川推進委員	尾上委員の説明どおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 38 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 39 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を 議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 39 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書審議が下記のとおり提出されたので、本 会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は植林です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「有料老人ホーム美里」の南西側、約400mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は既に植林されており、未登記であったため、今回の申請になったとのこと。

また、周囲に農地は存在しないため、影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

排水は雨水のみで、自然透水になります。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がり
りは申請地のみの189㎡です。

黄色調査書の3ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地は以前、水稻栽培を行っていたが、周辺の山林化や猪被害、労力不足により耕作困難になり、30年以上前に杉及びヒノキを植林したが、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するもの」です。

代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであり、問題ないこと。計画面積が妥当であること。

周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は敷地拡張です。なお、本申請は、追認案件で始末書が添付されています。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「JAあしきたガソリンスタンド」の北東側、約380mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は既に転用されており、合併浄化槽が設置してありま

	したが、転用申請していなかったため、今回の申請になったとのこと。 ピンク色総会資料の 7 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。 排水計画は、敷地内設置の合併浄化槽により排水する計画です。 ピンク色総会資料の 8 ページをお願いします。農地の広がり、申請地のみの 60 m²です。 黄色調査書の 4 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は、約 28 年前に合併浄化槽を設置するために敷地を拡張したが、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「3 番の宮本」委員にお願いします。
宮本委員	6 日に現地確認へ行きました。事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「木川」推進委員からお願いします。
木川推進委員	宮本委員と事務局と私で現地へ行って、既に 50～60 年くらい経っているんじゃないかと思うくらい杉の木が植わっていて、山林の様な状況でしたので、よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「6 番の塚本」委員にお願いします。
塚本委員	この場所は、大尼田方面に上る県道と宮浦川の左側にある山との間に建っている家ですが、家を建てる時に残っていた農地で、日影で小規模の農地だったため、既に浄化槽が設置してありました。 事務局の説明のとおりで、周りに影響はありませんので、よろしくお願いします。

	す。
片山会長	担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。
下崎推進委員	先日、事務局と塚本委員と一緒に現地を確認しましたがけれども、塚本委員の説明のとおり問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第39号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の5ページをお願いします。 議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は砂利置場です。本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「宮浦集落」の北側で、「矢櫃坂」に向かう途中の三叉路周辺の場所になります。 現地確認ですが、申請地は以前から借り受けて利用していたが、未登記であったため、今回の申請になったということです。また、申請地の南側に農地が存在するが、約3m程度の段差があり、日照・通風等に影響はないため、周辺農地への影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の10ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水になります。
ピンク色総会資料の 11 ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の
3, 621 m²です。

黄色調査書の 5 ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種
農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、砂利の採集及び販売業を経
営しており、約20年前から砂利置場が狭く、不便であったため、申請地を
譲渡人から借り受け利用していたが、転用申請及び地目変更登記を怠ってい
たため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないこと
を確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に
問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が
無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のと
おりです。

転用目的は資材置場及び駐車場です。

ピンク色総会資料の 12 ページをお願いします。申請地の位置図を載せてい
ます。

申請地は、「JAあしきたガソリンスタンド」の南西側、約320mの場所にな
ります。

現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しないため、周辺農地への影響はな
いと感じました。

また、県道に面している隣接宅地を一括して買い受け、宅地の部分は通路や資
材置場として利用するとのことでした。

ピンク色総会資料の 13 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

ピンク色総会資料の 14 ページをお願いします。農地の広がりには申請地のみの
299 m²です。

	黄色調査書の 6 ページをお願いします。 ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、建設業を営んでおり、令和 2 年 7 月豪雨により、既存の資材置場が流失したので、新たに資材置場及び建設用車両の駐車場を整備する計画」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「6 番の塚本」委員にお願いします。
塚本委員	事務局から説明のあったとおりです。周辺への影響はない場所で、今回、豪雨災害の被害を受けておられますが、復旧工事に果敢に取り組まれ、努力されています。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。
下崎推進委員	塚本委員が言われたとおり、この場所は資材置場に適当であると思います。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「8 番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	申請者所有の資材置場が豪雨災害で流されてしまい、資材置場を確保するというので、事務局と田口宗一推進委員と 4 人で現地に行きました。 現地は荒れてしまっていたが、このような場所を資材置場として利用していただけたら、周りの環境も良くなるのではないかと思います。あとは、事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	田口昭広委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 40 号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 1 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 4 1 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギ・アスパラで設定期間は新規設定の 3 年間で す。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作 する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間で。賃借料等は備考欄のとおり です。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作 する作目は生姜で設定期間は新規設定の 5 年間で。賃借料等は備考欄のとおり です。 議案書の 7 ページをお願いします。 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作 する作目は野菜で設定期間は新規設定の 5 年間で。賃借料等は備考欄のとおり です。 5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作 する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間で。賃借料等は備考欄のとおり です。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギで設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 8 ページをお願いします。

9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

10 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

11 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。

2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。

議案書の 9 ページをお願いします。

3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は生姜で設定期間は新規設定の 5 年間です。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は生姜で設定期間は新規設定の 5 年間です。

5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は生姜で設定期間は新規設定の 5 年間です。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目はニンニクで設定期間は新規設定の 5 年間です。

	7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。 8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 10 年間です。 議案書の 10 ページをお願いします。 9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 10 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 41 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。
8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。
9番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。
2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。
3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。
4番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。
5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。
6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。
7番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。 8番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。 9番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第42号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の11ページをお願いします。 議案第42号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1番から4番まで、まとめて説明します。 申請者の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。 詳細は、別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」により説明します。 別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「田浦漁協」の北西側で「御立岬公園」に行く途中の場所です。 2ページに航空写真図を載せています。斜線部分が申請地になります。 3～4ページには、現況写真を載せています。 申請地は写真のとおり、森林の様相を呈しています。 5ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木などが生い茂り山林化しており、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 議案書に戻ります。

	5 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。 別紙資料 1 「非農地判断 現地確認資料」の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「株式会社木崎建設」の南西側になります。 7 ページに航空写真図を載せています。斜線部分が申請地になります。 8 ページには、現況写真を載せています。 申請地は写真のとおり、森林の様相を呈してします。 9 ページに現地確認の結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木などが生い茂り山林化しており、農地への復元が困難であると思われます。 よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番から 4 番の案件をまとめて「9 番の寺本」委員をお願いします。
寺本委員	事務局から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「牧」推進委員からお願いします。
牧推進委員	現地確認しましたところ、事務局の説明のとおりでございます。 よろしくお願いします。
片山会長	5 番の案件を「3 番の宮本」委員をお願いします。
宮本委員	6 日に木川推進委員と事務局と現地確認に行きました。 細長い農地になります。事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「木川」推進委員からお願いします。
木川推進委員	現地は荒れてしまっているような状況ですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

お諮りします。

1 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

2 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。

3 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。

4 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。

5 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。